

議第六号

徳島県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年七月五日

提出者

杉本直樹
岡田理絵
岸本泰治
竹内資浩
川端正義
岡本富治
三木昌彦
重清佳之
庄野昌彦
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

徳島県議会議規則の一部を改正する規則
 徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「以下」の下に「この項において」を加え、同表に次のように加える。

徳島県議会議 策条例検討会 議	議員が提出する 政策条例の議案 の作成に関し協 議又は調整を行 うこと。	会派（所属議員が一人の場合を含む 。）の代表者がその所属議員のうち から指定する者。この場合において 、当該指定する所属議員の人数は、 会派（所属議員が四人以上のものに 限る。）間の協議により定める。	座長
-----------------------	--	---	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。